

平成29年度第3回岡山県がん対策推進協議会 議事録概要

日時：平成30年2月20日（火） 17:00～18:30

場所：メルパルク岡山 3階「芙蓉」

【協議】

(1) 第3次岡山県がん対策推進計画（案）について

<発言要旨>

【協議】

(1) 第3次岡山県がん対策推進計画（案）について

○会 長 それでは、第3次岡山県がん対策推進計画（案）についての協議に入る。

事務局から説明をお願いします。

（資料1、資料2により事務局から説明）

○会 長 ただいまの説明について、質問や意見などあるか。

○委 員 パブリックコメントに対する意見等への対応の中で、18、19番の人権を尊重したがん教育は、本当に大切なことだと思う。それで、がん経験者が外部講師として、がん教育を支援されているということであれば、84ページや97ページの役割分担表に記載した方がよいのではないか。

○会 長 具体的な説明をお願いします。

○委 員 がん患者の役割分担として、84ページか97ページに外部講師としてがん教育を支援する旨を記載するようなイメージ。

○委 員 当事者の方にご講演いただければ、これ以上の講師はないと思う。

○事務局 84ページは、患者家族への支援に関する部分である。先ほどのご意見への対応としては、がんの教育、普及啓発について記載している97ページのがん患者とその家族、県民というところで、当事者の方々が講師として普及啓発についてご尽力いただく趣旨を記載することで対応させていただきたい。

○委 員 禁煙の考え方だが、国の方針を待たず、県独自で決めることも考えられるのではないか。岡山県が突出してもいいのではないか。

もう一つは診断後の就業のこと。最後のほうの20、21、22番について、かかりつけ医と病院の医師が、がん患者の治療を協力して行うために治療経過を共有し、地域連携として確保するような取組は大分進んできたと思う。それで、たしかこの4月くらいから、患者の主治医と患者が勤める会社の産業医との連携があると、点数がつくようなことを聞いている。県として独自に産業医と病院との関係を強めるような政策を何か考えているのか。

- 事務局 40ページの図にあるが、禁煙・完全分煙実施施設の登録をまずは着実に進めていく。子どもに対しては、将来たばこを吸わないための対策にもつながるので、愛育委員の力を借りて地域ぐるみで活動を進めてまいりたい。
- 事務局 先程の、就業に向けて入院中から医療機関の医師と産業医が連携する取り組みだが、国の基本計画の中でもそこまでは触れられていなかったようである。診療報酬の改定により、そうしたところにも目を向けるべきということである。県も、就業の継続や職場復帰、再就業、こうしたことは非常に重要であると考えているが、多くの関係者が関与することなので、計画に盛り込むのは難しい。今後、就業に向けた施策を進めていく上で、しっかりとそういうところも視野に入れて取り組ませていただきたい。
- 委員 がん対策はたばこ対策が根底にあることは自明の理であり、特に受動喫煙をどうするかが一大問題である。分煙すれば受動喫煙がゼロになるわけではない。子どもの受動喫煙は欧米では虐待という考えだ。国に従うのではなく、岡山県は違うと他県からも言われる施策を出していただきたい。
- 委員 子どもが多く行くレストランは少なくとも完全禁煙、吸う人は外でというようにしてほしい。
- 会長 政策としては引き続きやっていかなければいけないが、どうか。
- 事務局 国にとらわれず禁煙対策をしっかりとやるべきという強い意見を受けとめ、修正を加えるならどうするか会長と相談させていただく。
- 委員 全国的に企業は健康経営がブームになっており、健活企業を協会けんぽが進めている。計画に取り込むのは難しいが、こうした企業の登録数を増やしていくということも有効な手段であると思う。
- 会長 こういう取り組みが始まったこと自体がいろいろな世の中の流れとしてあるんだろうと思う。さらに推進してもらえればと思う。
- 委員 県内の事業者数、事業所数といっても、まだ、1,000ちょっとしか登録していない。1

年少々しかたっていないので、まだまだこれからだ。

○事務局 協会けんぽと協定を締結しており、いろんな面で健康づくりの推進を図らせていただいている。健活企業の健康カルテのようにグラフを出して会社の健康づくりに役立てている。県民の健康づくりを進めるため、先進的な事例を表彰する制度づくりや健康づくり宣言を次年度に考えている。

○委員 岡山市には、ホワイトプラスみたいな形で表彰する制度があるが、県が自ら行うばかりではなく、そういった取り組みを推進していくことも重要ではないか。

○委員 意見2番の税制優遇はないが、健活企業に中国銀行やトマト銀行から融資を受けるときの金利優遇がある。

○事務局 参考にさせていただき、全県で環境づくりを進めてまいりたい。

○委員 17番の安心して元の学校へ通えるよう、学級だけでなく学校全体で小児がんのことを正しく理解してほしいということについて、例えば、退院するとき、病院の主治医と元の学校の担任の先生や教頭先生などで話をする場が必要である。この子どもの病気はこんな状態で、例えば、こういうことに気をつけてほしい、感染しやすい状態であるとか重たい物を持たないなど体力的にちょっと劣っているとか、体型はそんなには変わらないかもしれないが、体力面ではすごくきつい部分があったりする。教室が4階だったりすると、重いかばんを持って教室まで上がるのでさえしんどい場合もある。でも、学校からは、給食当番とかそういう当番制のものは、みんなと同じようにやったほうがいいと言われることもある。

また、抗がん剤治療を外来で受ける子供が多くなっており、副作用による白血球の減少により、感染しやすい状態になる。今、インフルエンザが流行っているが、そういった情報を親御さんに知らせていただき、学校を休まないといけないような状況も出てくると思う。そういった子どもの情報を親から学校に伝えるのか、主治医から学校に話してもらうのかで大きな違いがある。子どもの情報を主治医から学校へ伝えてもらえれば、すごく安心して学校へ通えるような気がするが、いかがか。

○事務局 実際、入院や長期療養から復学するときは、たくさんの配慮が必要であり、また、重要であると思う。ご意見のとおり、丁寧に配慮していくことで、子供が安心して戻れると思う。病気に限ったことではないが、特別支援教育では、いろいろな障害に対して合理的配慮の提供をしていくということが義務づけられている。病気についても、いわゆる病弱に対する教育ということで、合理的配慮の提供をしっかりと進めていくということ

を学校に伝えている。主治医に来ていただくのは難しいので、保護者の方と学校が、教育支援計画を一緒につくっていく。それに当たって、どんな配慮が必要かしっかりと合意形成をしていくようにしている。

病弱についても、子どもさんに対する教育における個別の教育支援計画の作成という形で、今までも推進してきたが、今後もしっかりとやっていきたい。

○委員 特別支援教育ではなく、今まで通っていた普通の小学校、中学校の原籍校へ戻る場合も、原籍校の先生からそういった計画を立ててもらえるようになるのか。

○事務局 合理的配慮の提供というのは、本人の申し出が前提になる。本人から伝えるのは難しいので、保護者の方から伝えてもらう。そのときのキーワードとして、合理的配慮という言葉を使ってもらうことで、合理的配慮の提供になるケースだと学校側が意識する。単なる優しさではなく、そういう配慮をきちんとしなければいけない事例だと。

お願いするときのキーワードに合理的配慮という言葉を使っただけだと、学校の関係者もわかりやすい。それが徹底するように私たちはいろいろなところで研修を深めていきたいと思っている。

病気が治ることだけではなく、治った上でみんなと一緒に過ごせることがとても重要であるというお話を、ほかの会でも伺っている。また、県は、復学支援を大変重要だと考えている。これは情報提供だが、復学支援の取り組みとして、就実大学の復学支援を研究しておられる先生と連携をとりながら、学校で復学支援に使えるパッケージの絵本を、がん拠点病院があるような岡山市、津山市、倉敷市の小学校に配付予定である。それ以外のところは、市町村に数冊ずつ配付し、必要な子どもさんがおられるときにそれを貸し出す。あるいは、県もこれを持っておいて貸し出す。この中に復学支援をどのように進めていくかという手引きが入っている。それとあわせて、どのように復学支援をするのが大事かという子どもたち向けと教員向けの、リーフレットを今作っている。これの完成が3月になると思うので、それを目途にしっかりと広報して、その研究を後押ししながら、必要な情報が必要な子供たち、学校、保護者の方、関係機関に届くように頑張っていきたい。

○委員 その合理的配慮というのは、保護者のほうから学校へ申し出ないと受けられないのか。

○事務局 自分から申し出るのは難しいので、それが見てわかるときには、察知した時点で声をかけるように学校に伝えている。申し出があるまで待つという姿勢ではなくて、もしか

して、困っているのではないですかと聞きに行くところまでも含めて合意形成を図っていく。大切なのは本人と保護者の思いであり、その支援がうまくいくためには、どちらからもしっかり声をかけていくということが大事なので、特にがんだけではなくて、長期入院、長期療養が必要な子どもさんがおられると聞いたら、その可能性があるということも病弱教育の視点から、私たちが声をかけていく。それをきっかけにご本人あるいは保護者の方が学校に伝えていく。そのときにどこまでオープンにするのかクローズにするのか、ケース・バイ・ケースで違った思いがあると思う。しっかりと話し合いをしていくということをいろいろな機会伝えていきたいと思う。

○委員 私たちの会も交流会みたいな形で小児がんと闘っている子の親御さんと集まって話をする機会がある。学校へ復学する場合に、こんなことですごく困っているという相談を受けることがある。そういうときに、合理的配慮という言葉を使って伝えるよう助言する。

○委員 33ページの陽性反応適中度だが、字句を見れば当たる確率ということか。

○事務局 精密検査を受けた人ががんだった割合で30ページに用語の説明がある。

○委員 あまりにも低いのでびっくりしている。

○事務局 これが高いと有症状者が検診を受けていないか、検診そのものが有効だったかどうかをみる評価指標にもなる。

○委員 精検受診率は全国より高いのに、がん発見率で許容値を満たしていない。特に胃がん、乳がん検診については、精度管理はしていただいていると思うが課題ではないかと感じた。

○事務局 検診受診率が低いとがん患者は見つからないのでこれを解決するには受診率を上げること、精度管理については県で5がんの部会を設けており各市町村のチェックリストにより精度管理をしている。

○委員 精検受診率は全国平均より高いのに、がん発見率が低い。許容値を満たしていないということは整合性がない。

○委員 大腸がんであれば便潜血陽性だが、痔やポリープもあり、陽性がすぐにごんというわけではない。

○委員 岡山県は受診者が固定されており、こうならざるを得ないのが岡山県の特徴である。新しい人に受けてもらえない。集団検診に若い人が入ってこない。いろんな事情もあり、こういう結果になっている。

○委員 中2への子宮頸がんワクチンは副反応があるということよりは、若年層から検診をするようなきっかけがあればよい。

岡山県の公共施設は禁煙と大きく見えるところに掲げるだけで効果がある。

○事務局 子宮がん検診だが、20,30代の罹患が多いことから、若い女性に受診していただくよう産婦人科医会、県医師会、企業も含めた大きな対策が必要であると考えている。子宮頸がんワクチンの積極的な接種は、現在勧奨されていないが、中止になっているわけではなく、先般も厚労省から新たなリーフレットが配布されたところであり、本人が選択しワクチンを打てるので、市町村に向け県も啓発していく。

たばこの公共施設全面禁煙は目指したいと考えているが、吸う人の権利も考えながら、どこまで書けるかは検討させていただく。

○委員 子宮頸がんだが、ワクチンを中2対象に勧めたらどうかということで実施したが中2というのは間違いか。

○事務局 中2に定期接種化された。自己負担をとらずに実施するのは間違いではない。接種時の副反応がワクチン由来のものかどうか国における研究がされている状況である。

○会長 県医師会でも線引きが難しく方針が決定していない。義務付けまでは難しいと思っている。

○会長 あと、がんゲノム医療について、国の基本計画に新たに盛り込まれたが、県として、現段階では計画に盛り込まないということであった。先日、岡山大学病院ががんゲノム医療中核拠点病院に指定された。以前、委員からも提案があったので、県として追記を検討していただければと思う。

○事務局 当初、がんゲノム医療については、まだ研究段階であり、県の計画にはなじまないため記載しないと申し上げた。先般、2月16日付で、岡山大学病院が厚生労働大臣からがんゲノム医療中核拠点病院の指定を受けた。中四国での指定は岡山大学病院のみであり、県として重要であると考えてるので、県計画の中に追記したいと考えている。

○会長 では、よろしく願います。

それでは、いろいろと意見が出たが、それを取り入れて修正させていただき、文言については私に一任していただきたい。また、今後、文章上の細かい字句の修正が生じた場合にも、私に一任していただきたい。

○会長 それでは、次第4に入る。その他、何かあるか。

○会長 事務局から何かほかにあるか。

○事務局 計画策定に係る今後のスケジュールだが、委員の皆様方からのご意見を踏まえ、必要な修正を加え、文言等の整理など最終調整を行い、3月中には計画を決定し、県のホームページ等で公表する予定である。

○会長 それでは、本日の予定は終了する。